

もしかして虐待?と思ったら迷わずに通報しましょう!

児童虐待(の疑い)に気づいたら

子育てが
つらいと
感じたとき



虐待を受けたと
思われる子どもを
見つけたとき



保護者との暮らしが
つらいと感じている
18歳未満の
ご本人



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

秘密は厳守しますので安心してご相談ください

緊急の
とき

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く

1 8 9

こちらでも
受け付けて
ます!

問い合わせ先	受付時間	電話番号
福知山児童相談所	24時間対応	☎ 0773-22-3623
福知山市子ども政策室	24時間対応	☎ 0773-24-7066
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	24時間対応	☎ 0120-0-78310
子どもの人権110番(法務省)	平日8:30~17:15	☎ 0120-007-110

児童虐待とは

保護者により18歳未満の子どもに加えられた行為(単なる事故ではない)で、子どものからだところを傷つけ、健全な成長や発育を損なう場合を言います。

「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を以下の **4つの行為類型** に分類しています。

身体的虐待

- ◎暴力行為(殴る、蹴る、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、冬の戸外に締め出す、熱湯をかける、異物を飲み込ませる) など



性的虐待

- ◎性交、性的暴力、性的行為を強要する
- ◎子どもにわいせつな行為を見せる
- ◎ポルノグラフィーの被写体を強要する
- ◎身体に執拗に触れる など

心理的虐待

- ◎子どもの心を傷つけることを言う、極端に無視する、兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする
- ◎子どもの目の前でされる家庭内暴力 など



ネグレクト(養育の拒否、保護の怠慢)

- ◎適切な食事を与えない
- ◎入浴させない
- ◎不潔な環境の中で生活させる
- ◎病気になっても医師の診察を受けさせない
- ◎子どもの意思に反して学校などに登校させない
- ◎乳幼児を家や車中に残したまま外出する など

